

御前崎市では遺贈寄附を受け入れています



「自分の死後、財産を御前崎市のために役立ててほしい」というご意思にお応えするため、御前崎市では、遺贈による寄附を承っております。

遺贈寄附とは

生前に遺言書など一定の条件を満たした方法により、ご本人の意思を遺しておき、お亡くなりになった後、預貯金の一部またはすべてを、ゆかりのある自治体や団体に寄附することをいいます。

御前崎市の遺贈寄附の使い道

遺贈寄附につきましては、寄附者のご意思を尊重し、以下の事業などに活用させていただきます。



子育て



保健福祉



自然環境の整備、保全



防災対策



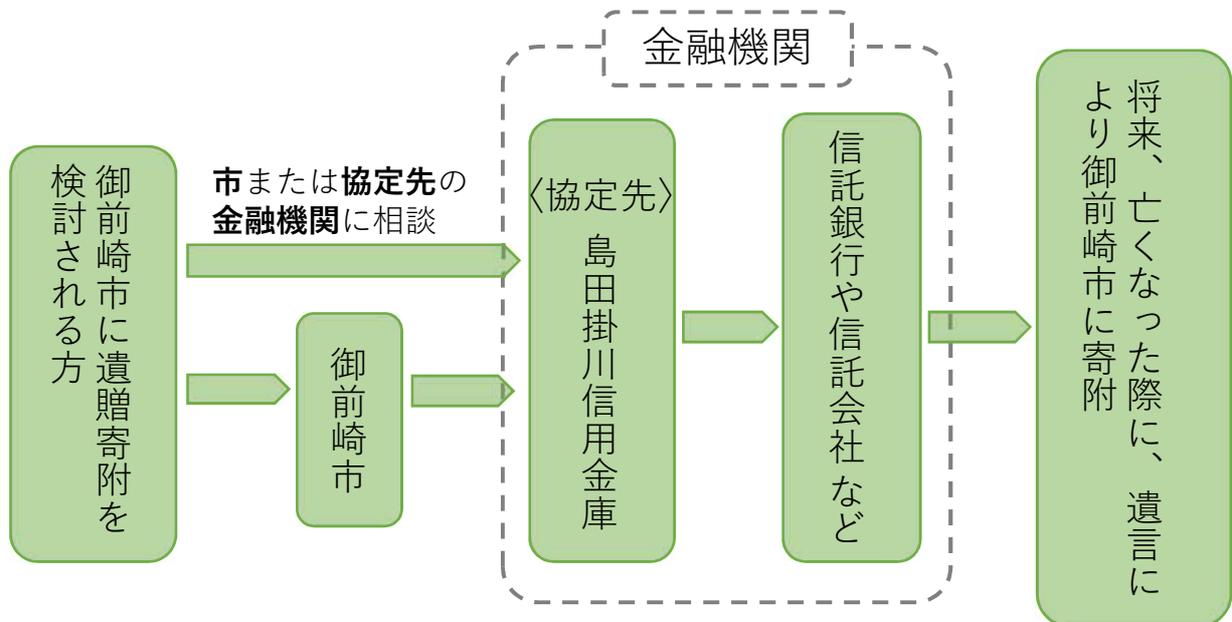
学術文化向上、体育の振興



産業の活性化

遺贈寄附の流れ

生前に遺言書など一定の条件を満たした方法により、ご本人の意思を遺しておき、お亡くなりになった後、預貯金の一部またはすべてを、ゆかりのある自治体や団体に寄附することをいいます。



寄附をするための遺言書の作成には、専門的な知識が必要となります。御前崎市では、遺贈を希望される方のお手続きが円滑に進むよう、島田掛川信用金庫と「遺贈に関する協定」を締結しました。

詳細につきましては、以下の金融機関へお問い合わせください。

島田掛川信用金庫

- ・ 浜岡支店 ☎ 0537-86-2390
- ・ 御前崎支店 ☎ 0548-63-3371

各支店 平日：9時～17時まで

(土日祝日及び12月31日から1月3日を除く)